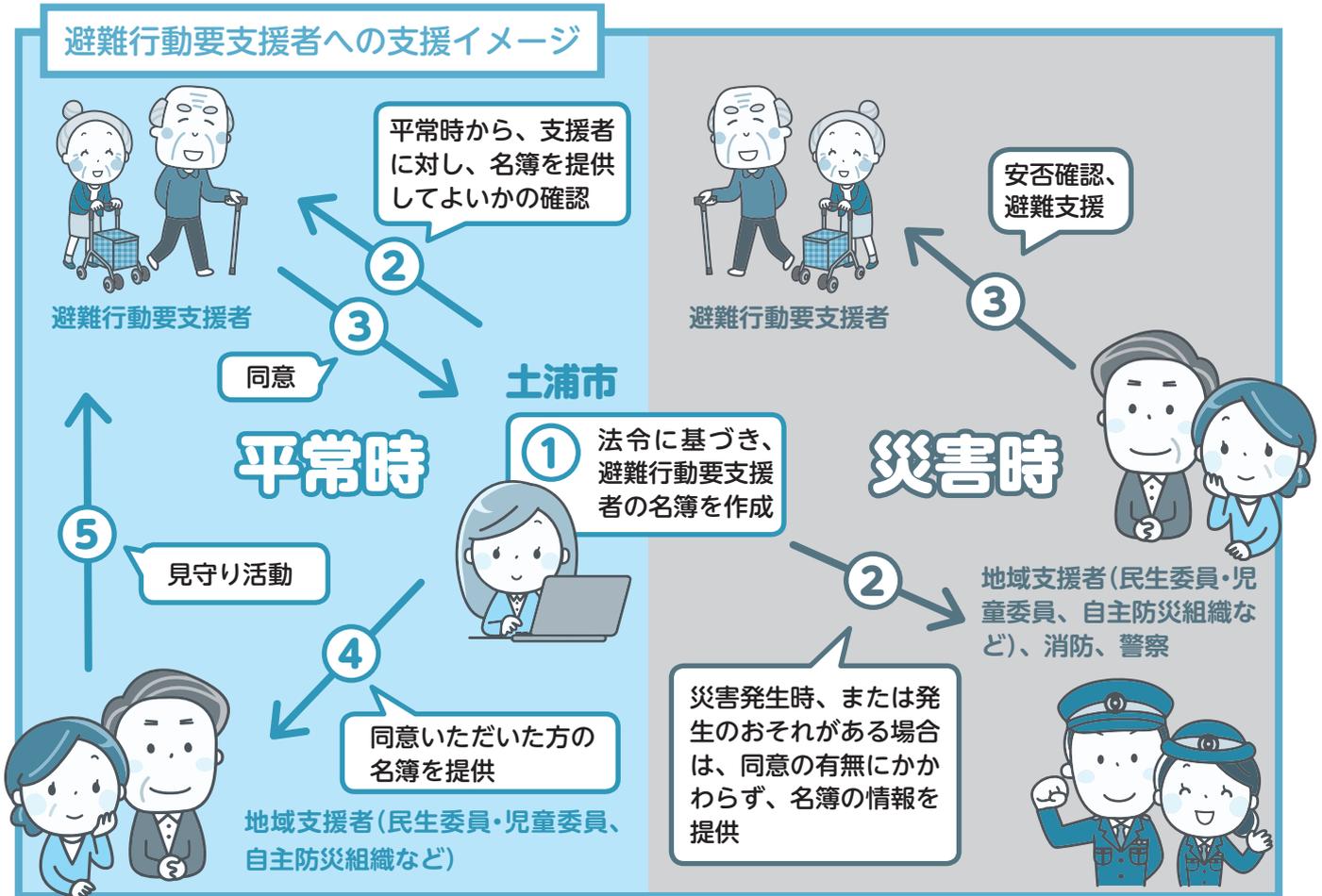


高齢者・障害者などを災害から守る 避難行動要支援者支援制度

この制度は、高齢者や障害者など、日常生活で手助けを必要とする人に対して、災害時などに地域の中で支援を受けられるようにする制度です。

大規模災害などが発生した場合、支援の対象となる方(避難行動要支援者)の名簿が、警察、消防や民生委員・児童委員、自主防災組織など、地域の避難支援関係者に提供され、安否確認や避難支援に活用されます。また、避難行動要支援者の中でも、名簿情報の事前提供に同意をいただいた方の名簿については、平常時から見守り活動などに活用されます。

図総務課危機管理室(☎826-1111 内線2009)



避難行動要支援者について

避難行動要支援者の名簿の作成は、法令により義務付けられており、土浦市地域防災計画にもとづき、次のいずれかに該当する方が、自動的に名簿に登録されています。(登録された情報は、支援以外の目的には使用されません)

- ①介護保険要介護3～5の認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1～2級に該当する方
 - ③療育手帳AまたはAに該当する方
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ※病院、特別養護老人施設などに入院・入所している方を除く

また、①～④以外の方でも、制度の利用を希望し、市が避難の支援を要すると認めた方(ひとり暮らしの高齢者など)については、名簿に登録することができますので、お申し出下さい。

※前制度「災害時要援護者支援制度」に登録していた方は、そのまま登録されています。

この制度は、地域の皆様の助け合い(共助)によって、災害時の被害を少しでも減らそうとするものです。災害の規模や状況によっては、支援を受けられない場合もあり、また、地域支援者からの支援は、善意により成り立つもので、責任を負うものではありません。